

答申書（案）

令和3年8月 日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市住居表示審議会
会 長 川 平 諭

飯山地区の住居表示について（答申）

令和3年8月11日付けで当審議会に諮問のありました飯山地区の住居表示について、審議をした結果、次のとおり答申します。

1 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき市街地の区域を別図1のとおりとする。

また、住居表示の方法は、住居表示に関する法律第2条第1号の規定による街区方式とする。

2 住居表示に伴う町割及び町名について

別紙のとおり

2 住居表示に伴う町割及び町名について

町割及び町名については、厚木市住居表示実施基準に基づき次のように定める。

また、区域については、別図2のとおりとする。

1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包括される字の区域	面積
いいやまみなみいちちょうめ 飯山南一丁目	大字飯山 字小金、字西小金、字簾谷裏、字平山、字平山台、 字八ツ橋、字平山下、字下簾谷、字中簾谷、字上簾谷 及び字辻ノ上の各一部	22.5ha
いいやまみなみにちちょうめ 飯山南二丁目	大字飯山 字東小金及び字台地堂の全部並びに字駒ヶ原西、字 駒ヶ原、字南新開、字小金、字西小金、字台地堂西、 字平山及び字平山台の各一部	22.9ha
いいやまみなみさんちちょうめ 飯山南三丁目	大字飯山 字扇原及び字下里見の全部並びに字里見台、字 台ノ岡、字駒ヶ原西、字台地堂西、字簾谷裏、字平山、 字中簾谷及び字上簾谷の一部	38.5ha

いいやまみなみよんちょうめ 飯山南四丁目	大字飯山 字西台、字辻下、字衣紋原、字里見台、字上籬谷、 字辻ノ上、字辻越及び字辻の各一部	17.7ha
いいやまみなみごちようめ 飯山南五丁目	大字飯山 字東台、字西登山、字古松上及び字台ノ上の全部並 びに字千頭道上、字上河原、字西台下、字東台下、 字樋ケ崎、字登山、字元林、字赤坂上、字古松下、 字西台、字台ノ岡及び字駒ケ原西の各一部	41.5ha
合 計		143.1ha

2 字の廃止

大 字 名	廃 止 す る 字 名
いいやま 飯山	字東台、字古松上、字台ノ上、字里見台、字台ノ岡、 字扇原、字駒ケ原西、字東小金、字小金、字西小金、 字台地堂、字台地堂西、字西登山、字下里見、字籬谷 裏及び字平山台

飯山地区の住居表示に伴う町割及び町名について

